
がん・感染症医療センター（仮称）整備運営事業

平成 18 年 3 月 30 日・31 日に公表した資料に関する質問回答書

平成 18 年 4 月 28 日

東京都病院経営本部

本質問回答書は、平成 18 年 4 月 13 日（木）及び 14 日（金）に受け付けた、「平成 18 年 3 月 30 日・31 日に公表した資料」に関する質問に対する回答を、特定事業の選定、業務要求水準書（案）、参考資料集、基本協定書（案）、事業契約書（案）の項目順に整理し、記載したものです。

回答は現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。詳細は、入札説明書等に記載します。

なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間： 平成 18 年 4 月 13 日（木）午前 9 時から 4 月 14 日（金）午後 3 時まで

質問受付数：	特定事業の選定に関する質問	1 件
	業務要求水準書（案）に関する質問	43 件
	参考資料集に関する質問	5 件
	基本協定書（案）に関する質問	16 件
	事業契約書（案）に関する質問	95 件
	<hr/>	
	総質問受付数	160 件

《特定事業の選定》

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答
1	特定事業の選定	3	2	(1)	ウ			PFI事業として実施する場合、4.9%の財政負担額を削減できるとありますが、その評価の詳細は、これ以上公表されないのでしょうか。	評価の詳細を公表することは考えておりません。ただし、予定価格の総額はお示しします。

《業務要求水準書（案）》

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答
2	栄養管理	細則 食事提供 (1)	第2	2	(二)	イ		「栄養管理」は都が行う業務とありますが、栄養管理上のミスによる患者の症状悪化等のリスクは、診療行為の一環と考えて、都の負担に帰するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	衛生管理	細則 食事提供 (1)	第2	2	(二)	ウ		衛生管理業務のうち、「患者への配膳」は都が行う業務とありますので、配膳時の不注意による食中毒等のリスクは、都の負担に帰するものと考えてよろしいでしょうか。	配膳時の不注意による食中毒等のリスクについて、都に帰責事由があると認められる場合には、都の負担となります。
4	食事の提供業務	細則 食事提供 (1) (3) (6)	第2	2	(三) (七)	ア	(7) c	栄養管理及び献立作成は都側業務と理解致しますが、要求水準に医療の質の向上への貢献が要求されています。献立と食材コストとは直結しており、献立により食材費が民間側の想定と大きく食い違うリスクがありますので、献立作成にあたって民間側にある程度の裁量が与えられる業務要求水準に変更頂けませんでしょうか？ 変更頂けない場合、献立作成への協力業務を明確化して頂けませんでしょうか？	原案のとおりとします。 なお、応募者は、病院が献立作成を行うことを踏まえた上で、見積りを作成する必要があります。
5	栄養管理他	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三) (四)			栄養管理、患者への配膳、栄養指導については、本事業の内容に含まれていますが、事業者が実施する業務には含まれていません。事業者が実施する業務には含まれないと考えてよろしいでしょうか。 事業者が実施する業務に含まれるのであれば、その業務に関わるリスクは診療行為リスクと考えてよろしいでしょうか。 ご教示下さい。	栄養管理、患者への配膳、栄養指導については都が行うものとし、事業者が実施する業務には含まれません。
6	食事の提供業務	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	オ キ		事業者側の行う上膳業務は病棟食堂又はパントリーでの病院引き渡しであり、下膳業務は食堂又はパントリーからの理解でよろしいでしょうか？ ベッドサイドからのパントリー等への下膳及び喫食率確認は都側業務との理解でよろしいでしょうか？ また、感染症病棟（一類・二類感染症指定）において、一般病棟との業務分担に違いがありましたらご教示ください。	前段及び中段は、ご理解のとおりです。 後段は、現在、検討中です。 一般競争入札参加資格確認後、有資格者に対して提示します。
7	食事の提供業務	細則 食事提供 (4)	第2	2	(六)	エ		最初に上膳された病棟で食事開始する時間の15分（昼、夜）～20分（朝）後に全ての病棟で上膳完了とされています。病棟に上膳後、都が患者に配膳し、食事開始するのに要する時間は何分位を想定しているかお教え下さい。つまり、最初の上膳から最後の上膳完了を何分で完了させることを想定しているのでしょうか。	現状では30分程度です。
8	食事の提供	細則 食事提供 (4)	第2	2	(六)	オ		「食事の依頼は、病院情報システムを通じて提示される」とありますが、情報システムの故障等による食事提供指示の不達によるリスクは都の負担と考えてよろしいでしょうか。	情報システムの故障等による食事提供指示の不達によるリスクについて、発生事由が病院情報システムの不備によるもので、かつ、都に帰責事由があると認められる場合には、都の負担となります。
9	食事の提供	細則 食事提供 (4)	第2	2	(六)	オ		「食事の依頼は、病院情報システムを通じて提示される」とありますが、システムダウン時に備えて、代替伝達手段（Fax等）による食事依頼情報等を病院側から提供していただくことは可能でしょうか。	システムダウン時に備えた代替伝達手段を病院が提供することは想定していません。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答		
10	食事の提供	細則 食事提供 (4)	第2	2	(六)	オ		献立・食種・食数は病院側が指定すると認識しておりますが、事業者に対する指示は提供日の1週間前には行われるものと考えてよろしいでしょうか。	現状では、献立と食種は1週間前には作成しています。また、予定食数も半月前には作成していますが、食数の最終的な確定は当日となっています。なお、現時点では、今後も同様の運用を考えています。	
11	食事の提供業務	細則 食事提供 (4)	第2	2	(六)	カ		都の了解のもと事業者が継続使用できる病院が使用している部門システムについて仕様等の公表はして頂けますか？公表頂ける場合は、その時期をご教示下さい。	病院が現在使用している部門システムの仕様を公表する予定はありません。なお、病院運営業務の各業務(六)において、「都の了解のもと事業者が継続使用できる」旨、記載している部門システム・設備等については、実際の業務実施段階にこれらが使用可能な状態であるかを予測できないことから、入札時には、新規整備を前提とした見積りを行っていただく予定です。落札後、落札者が詳細な現地調査を実施し、その結果、落札者が既存の部門システム、設備等を継続して使用することができると判断した場合は、自らの責任のもと、使用することができるものとしてします。この場合、金額の調整については、都と落札者の協議により行います。	
12	食事の提供業務	細則 食事提供 (4)	第2	2	(六)	キ		遵守する衛生管理に関する病院の規定は公表頂けますか？公表頂ける場合は、その時期をご教示下さい。	業務要求水準書中、病院施設等維持管理業務及び病院運営業務の各業務(六)において、「…については、病院の規定を遵守する」旨、記載している箇所は、「…については、病院が定める規定に従う」という基本的な考え方を示したものであり、必ずしも現存している特定の規定を指すものとは限りません。したがって、応募者は、遵守すべき病院の規定は可変であるという前提のもと、見積りを作成する必要があります。なお、食事の提供業務における、現時点で「遵守する衛生管理に関する病院の規定」の内容については、一般競争入札参加資格確認後、有資格者に対して提示します。	
13	食器類の定義	細則 食事提供 (4)	第2	2	(六)	ケ		食器類には、箸、湯飲み茶碗も含まれますか？	食器類には、箸、湯飲み茶碗のみならず、スプーン、フォーク、ナイフ等も含まれます。	
14	災害時対応の備蓄食糧	細則 食事提供 (5)	第2	2	(六)	ソ		濃厚流動食とは、具体的にどのような食材を想定しておられますでしょうか。	市販食品(主にレトルト食品や缶詰食品)を想定しています。	
15	個別の対応	細則 食事提供 (6)	第2	2	(七)	ア	(9)	d	患者の容態や治療内容等を踏まえ、病院の指示に従ってきめ細かい個別の対応を実施するとありますが、病院の指示により当初の想定以上のコストがかかった場合、事業者側で負担することとなるのでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。したがって、応募者は、病院の指示があることを踏まえた上で、見積りを作成する必要があります。
16	病棟以外の場所	細則 食事提供 (6)	第2	2	(七)	ア	(9)	f	病棟以外の場所に食事の提供が必要となった場合とありますが、病棟以外の場所とはどのようなことを想定されているのでしょうか。ご教示下さい。	現時点では、以下の内容を想定しています。 ・対象患者：糖尿病患者 ・食事の提供場所：食堂、屋外への弁当持参 ・食数：15食程度 ・想定される時期：糖尿病患者への治療の一環として食堂で開催される「糖尿病教室」や、屋外へ弁当を持参する花見の行事の時期 なお、将来的に、場所の増加を含め、内容の変更が発生することも考えられますが、その場合であっても、大規模なものは想定していません。
17	食事の提供業務	細則 食事提供 (6)	第2	2	(七)	ア	(9)	f	食事の提供が必要となる「病棟以外の場所」とは具体的にどのような場所や頻度、食数が想定されるのかご教示下さい。	(質問No.16参照)
18	食事の提供業務	細則 食事提供 (6)	第2	2	(七)	ア	(7)	h	病院の求めに応じて参加するNST業務における民間側の役割と活動頻度等をご教示下さい。	NST活動におけるサポートとして、情報提供や会議等への参加などを想定しています。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
19	一般管理支援業務	細則 一般管理 (1)	第2	2	(三)	ア イ	(ハ) (イ)	「情報端末の設置及び運営」業務につき、図書室は民間側業務ですが、患者医療情報室は都側の業務となっております。同様業務でありながら、都側業務と民間側業務と区分されている理由をご教示下さい。	都の方針によります。
20	一般管理支援業務	細則 一般管理 (1)	第2	2	(三)	イ	(ウ)	「その他病院の患者医療情報室の運営のために必要な業務」について、具体的にどのような業務を想定されているのかご教示ください。	本事業における業務要求水準書は、原則として都が行うという前提のもと事業者任せの範囲を列挙する方式（いわゆる「ポジティブリスト方式」）ではなく、原則として事業者自らの裁量と責任により業務を実施するという前提のもと都が規定する範囲を定める方式（いわゆる「ネガティブリスト方式」）により記載しています。記載に当たり、いわゆる「ネガティブリスト方式」を採用した背景は、事業者に各業務において求められる役割を自ら考え、主体的に行動していただくことを期待していることにあります。ご指摘の「その他病院の患者医療情報室の運営のために必要な業務」は、現時点では、都として特定の業務を想定しているわけではありませんが、都が実施する「情報端末の設置及び運営」を除き、かつ、「(7) 患者医療情報室が所蔵する図書管理」「(4) 情報端末の設置及び運営」にも含まれない範囲で、病院の患者医療情報室の運営のために必要な業務があれば事業者の提案により行っていただくことを求めているものです。
21	一般管理支援業務	細則 一般管理 (3)	第2	2	(六)	《共通事項》 ウ		都の「文書管理規程」は公表頂けますか？ 公表頂ける場合は、その時期をご教示下さい。	東京都公式ホームページにおいて東京都例規集データベースを公表しており、その中で「文書管理規程」もご覧いただくことができます。
22	図書室の運営	細則 一般管理 (3)	第2	2	(六)	《個別事項》 ア	(ウ)	「365日24時間図書館を円滑に利用できる仕組みを構築」とありますが、病院職員等の瑕疵による閉架式書棚の故障や、高価な文献の損傷・紛失時のリスクは、都に帰するものと考えてよろしいでしょうか。	都に帰責事由があると認められる場合には、都の負担となります。
23	一般管理支援業務	細則 一般管理 (3)	第2	2	(六)	《個別事項》 ア	(ハ)	図書の貸出についての病院の規定は公表頂けますか？ 公表頂ける場合は、その時期をご教示下さい。	業務要求水準書中、病院施設等維持管理業務及び病院運営業務の各業務（六）において、「…については、病院の規定を遵守する」旨、記載している箇所は、「…については、病院が定める規定に従う」という基本的な考え方を示したものであり、必ずしも現存する特定の規定を指すものとは限りません。したがって、応募者は、遵守すべき病院の規定は可変であるという前提のもと、見積りを作成する必要があります。
24	一般管理支援業務	細則 一般管理 (3)	第2	2	(六)	《個別事項》 ア	(ハ)	図書検索が可能なインターネット接続環境とは、特定の図書検索サイトとの契約や図書検索ソフトの導入まで含まれるのでしょうか？ また、特定の図書検索サイトとの契約及び図書検索ソフトの購入は都側の業務との理解でよろしいでしょうか？	前段は、含まれます。 そのため、後段は、事業者の業務です。
25	一般管理支援業務	細則 一般管理 (3)	第2	2	(六)	《個別事項》 ア	(キ)	病院の了解のもと事業者が継続使用できる病院が使用している蔵書管理システムについて仕様等の公表はして頂けますか？ 公表頂ける場合は、その時期をご教示下さい。	(質問No. 11参照)
26	一般管理支援業務	細則 一般管理 (3)	第2	2	(六)	《個別事項》 ア	(ウ)	製本を要する雑誌の製本費用は都の負担との理解でよろしいでしょうか？ もし、民間側の費用負担であれば、製本費用の前提となる参考資料は公表頂けますか？また、公表頂ける場合は、その時期をご教示下さい。	製本を要する雑誌の製本費用は、事業者の費用負担となります。 なお、「製本費用の前提となる参考資料」は、一般競争入札参加資格確認後、有資格者に対して提示します。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答		
27	電話交換業務における在席確認の状態の定義	細則一般管理(3)	第2	2	(六)	《個別事項》ウ	(イ)	電話交換業務において、病院職員の在席が確認できる状態で業務を実施することが求められています。「在席が確認できる状態」とは、どの程度の精度を想定しているのかご教示ください。また、在籍が確認できる状態を作るのは都側の業務であるとの理解でよろしいでしょうか。	電話交換において、「在席が確認できる状態を作る」のは、事業者の業務です。当該要件を満たす限りにおいて、その方法は応募者の提案に委ねます。なお、現在は、病院では全職員の約半数程度に対し院内PHSを貸与しており、その全員について在席が確認できる院内PHSと連動したパネルを電話交換を行う場所に設置しています。	
28	電話交換	細則一般管理(3)	第2	2	(六)	《個別事項》ウ	(エ)	「外国語による電話に対しても、簡単な対応ができるようにする。」とありますが、外国語とは何ヶ国語を想定していますか。	外国語による電話に対する簡単な対応とは、あらかじめ定型文を用意しておき、読み上げる程度の極めて簡単なものを想定しています。対応を要する外国語の数及び種類については、都と事業者が協議し、決定することとします。	
29	遺体搬送	細則一般管理(5)	第2	2	(六)	《個別事項》オ		事業者の行う遺体搬送の業務範囲は、遺族が手配した葬儀社等が病院に遺体を引き取りに来た際に霊安室から搬送し当該会社等に引き渡すまでと考えてよろしいでしょうか。	事業者が行う遺体搬送の業務範囲は、以下のとおりです。 ・院内における搬送 院内で死亡した患者の遺体を、死亡場所（主に病室）から霊安室、又は解剖室を経由して霊安室まで搬送し、ご遺族に引き渡す。 ・院外死亡者の搬送 当院を受診中又は過去に受診したことのある患者で、かつ、自宅又は他の医療機関等で死亡し、当院で解剖を必要とする患者の遺体を、安置場所から寝台車により搬送し、病院に引き渡す。	
30	遺体搬送	細則一般管理(5)	第2	2	(六)	《個別事項》オ	(ウ)	霊安室の祭壇は宗教色を排除すると思いますが、具体的にどのような形式を想定しておられますでしょうか。	ベッド、棚、机、照明等に関し、特定の装飾を行わないなど、宗教色を排除したものとしてください。	
31	一般管理支援業務	細則一般管理(5)	第2	2	(六)	《個別事項》カ		各種事務補助業務（特に文書管理の事務補助、各種データの入力補助、郵便物等の管理）につき、民間側の必要人工を妥当に見積り可能な参考資料又は参考必要人工の公表を頂けませんでしょうか？	「病院賃金実態資料」（医療経営情報研究所・編）の事務3人分程度を想定しています。	
32	郵便物の保管の解釈	細則一般管理(5)	第2	2	(六)	《個別事項》カ	(7)	c	各種補助業務の「郵便物等の管理」で、郵便物の仕分け・配布に加えて、発送と保管が記載されています。発送は病院職員が対外的に発信する郵便物を郵便切手等が貼付された状態（あるいは後納手続きが完了した状態）の郵便物を郵便ポストに投函する（あるいは、郵便局に持ち込む）という理解でよろしいでしょうか？ また、保管とは、郵便局から配送された郵便物を各部門へ仕分けするまでの「一時的な保管」という理解でよろしいでしょうか？	いずれについても、ご理解のとおりです。
33	看護職務住宅の管理補助	細則一般管理(5)	第2	2	(六)	《個別事項》カ	(7)	e	光熱水費調定事務の内容をお示しください。	看護職務住宅に居住する職員の光熱水費については、職員個人が負担することとなり、この徴収は病院が行います。光熱水費調定事務の内容としては、その徴収のための納付書作成作業の補助を想定しています。
34	一般管理支援業務	細則一般管理(5)	第2	2	(六)	《個別事項》キ	(イ)		ホルマリン漬け不要臓器の乾燥業務を行う場所をどのように想定されているのかご教示下さい。 また、火葬場への搬送費用及び火葬費用も事業者の負担費用との理解でよろしいでしょうか？	前段については、要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。 後段については、ご理解のとおりです。
35	解剖臓器の処理	細則一般管理(6)	第2	2	(六)	《個別事項》キ	(イ)		年間30棺を越える当該業務に係る費用については、都が別途負担するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	解剖臓器の処理	細則一般管理(6)	第2	2	(六)	《個別事項》キ	(イ)		当該業務処理中に万一感染した場合のリスク負担は、都が負うものと考えてよろしいでしょうか。	解剖臓器の処理中に万一感染した場合のリスクについて、都に帰責事由があると認められる場合には、都が負担します。

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答	
37	一般管理支援業務	細則 一般管理 (6)	第2	2	(六)	《個別 事項》 キ	(ウ)		会議等の記録の作成は速記者が会議に出席するものではなく、都側から録音機器等による録音データを受け取り、民間側で期日まで文字起こしを行い議事録等を作成する業務との理解でよろしいでしょうか？	要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。
38	一般管理支援業務	細則 一般管理 (6)	第2	2	(六)	《個別 事項》 キ	(ウ)		読影の記録については、所謂ディクテーションサービスとの理解でよろしいでしょうか？ また、指定された日時までに提出することが求められていますが、指定日時の運用上の締切期限等についてご教示下さい。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、読影後10日以内を標準としますが、緊急の場合などには、これより早まることもあります。
39	グランドピアノの院内搬送場所	細則 一般管理 (6)	第2	2	(六)	《個別 事項》 キ	(エ)	a	院内設置のグランドピアノの院内搬送と調律が求められておりますが、都想定施設設計案におけるグランドピアノの所定位置と移動先の想定場所をお示し下さい。	グランドピアノは、現状、別館1階の講堂に置いてあります。年に一度、クリスマスコンサートのために、外来ホールに移動し、使用後、そこで調律を行い、再び別館1階の講堂に戻しています。
40	遺体搬送における病院の状況	細則 一般管理 (8)	第2	2	(七)	オ	(フ)	d	遺体搬送の適切な対応における「病院の状況に応じて」とは、具体的にどのような状況を想定されているかお示しください。	本項目は、「搬送時間帯」「搬送ルート」「解剖の有無」「ご遺族の有無」に応じた適切な対応を行うことを求める記載です。
41	後日公表資料について								今回、「食事の提供業務」「医療作業業務」については、追加公表されましたが、「大型医療機器移設リスト」「諸室リスト」「都想定施設設計案における、工事段階毎の平面図・各設備図面」「調達業務」「各部門について、それぞれ機能構成、主要な機能の概要及び各諸室に関する留意点、施設配置上考慮すべき点等を整理したもの」「別紙1 民間事業者から提案を求める範囲について」はいつ公表されますか。	いずれについても、入札公告時にお示しします。
42	後日公表資料について								仮設棟について、「階数や面積などの規模、仮設中の運営部門の変遷・部門面積、外来及び研究部門の諸室配置、昇降機設備については、「都想定施設設計案」の通り」とありますが、現状、公表されている資料では不明な部分があります。 詳細の資料は、いつ公表されますか。	入札公告時に公表する業務要求水準書の別紙2において、都想定施設設計案として示す図面等(1)建築オ工事段階ごとの本館、3号館、別館の建築平面図の中でお示しします。
43	後日公表資料について								改修整備の特色としてあげられているBench-to-Bedの整備ですが、SPCとして対応が必要な内容を施設整備、調達、運用のそれぞれに対し、具体的にお示しください。	Bench-to-Bedの整備に際し事業者に対応を求める内容は、業務要求水準書に記載する範囲に限るものとし、これを超えるものは想定していません。
44	未だ公表されていない要求水準(案)								医療機器管理・保守点検業務や備品等管理・保守業務、及び調達業務などの未だ公表されていない要求水準書(案)の公表予定時期についてご教示ください。	いずれについても、入札公告時にお示しします。

《参考資料集》

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
45	電気受変電設備について	竣工図 本館	第2	2				<p>単線結線図には、看護職務住宅に、3.3KVの電源を供給していますが、仕様が不明です。改修内容をご指示ください。また、最新の敷地内単線結線図がありましたら、ご提示下さい。</p> <p>前段は、看護職務住宅の改修内容は、高圧系統の3.3KVから6.6KVへの更新に必要な工事に変更するものとします。これに伴い、平成17年12月19日付の業務要求水準書(案)の記載を修正し、今後、その旨を明示します。</p> <p>後段は、平成17年12月19日付の業務要求水準書(案)第13(4)アに記載したとおり、事業者が、工事着工までの基本設計段階、実施設計段階において、それぞれの段階に必要な事前調査(図面調査、現地調査等)を行い、現況を把握した上で、都と協議し、提案した工事内容等を現況に合わせて確定させることとなります。なお、入札公告時に公表する業務要求水準書の別紙2において、都想定施設設計案として示す図面等(2)電気、空調、給排水、昇降機の各設備の中で、工事段階に応じた受変電設備の改修に伴う単線結線図の案をお示しする予定です。</p>
46	本館B1F階高について		第2	2				<p>「2 各種竣工図」-「(1)昭和46年都立駒込病院建設工事」-「029-断面図1(a~d).pdf」においては、B1FLは1FL-4500(GL-4300)となっていますが、「1 簡易現況調査に基づく図面」-「(2)本館、3号館、別館の平面図・立面図・断面図」-「sec-1 old.pdf」に記載の地下1階の階高を1FL-4,500(GL-4,300)に修正します。</p> <p>ご指摘のとおり、「2 各種竣工図」を正とし、「1 簡易現況調査に基づく図面」-「(2)本館、3号館、別館の平面図・立面図・断面図」-「sec-1 old.pdf」においては、B1FLは1FL-4700(GL-4500)となっています。「2 各種竣工図」を正と判断してよろしいですか。</p>
47	石綿処理について		第2	2				<p>業務要求水準書(案)の細則-工事(5)において、「飛散性のある石綿や、非飛散性の石綿含有建材の処理、処分」とありますが、使用箇所の度合いにより、相当の処理費用が発生します。提示された竣工図からは、使用範囲が判別できないため、事業者リスクから外していただくか、躯体の経年劣化同様、費用算出の根拠となる資料をお示しください。</p> <p>提示した竣工図に含まれる仕上表等を調査することにより、飛散性のある石綿、非飛散性の石綿含有建材の使用箇所の度合いは概ね判別でき、そのため、応募者は処理費用を見積もることができるものと考えております。したがって、リスク負担の変更や新たな資料の提示は予定しておりません。</p>
48	PCBの使用状況について	劣化状況に関する資料	第2	3				<p>トランス、コンデンサー、照明器具等でPCBを含んでいる機器の判断ができません。敷地内には保管及び使用機器はないと考えてよろしいですか。</p> <p>トランス、コンデンサー、照明器具等について、PCBを含む使用機器はありません。また、敷地内でPCB廃棄物は保管していません。なお、万一、工事中にPCBを含む機器があることが判明した場合には、都が保管するものとします。</p>
49	後日公表資料について							<p>今回、「現在の駒込病院の施設の状況について」については追加公表されましたが、「病院情報システムの概要」はいつ公表されますか。</p> <p>入札公告時にお示しします。</p>

〈基本協定書（案）〉

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
50	逸脱提案の判断について	1	第3条	2	(2)		応募者の提案において「逸脱提案」がある場合でも落札者に選定されるのは、どの程度の逸脱をいうのでしょうか。	要求水準を充足することが前提となっておりますので、軽微な逸脱に限られます。
51	逸脱提案の判断について	1	第3条	2 3 4 5			逸脱提案があった場合の処置が述べられています。改善提案を行い合意が得られた内容については、逸脱提案の定義から除外されると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
52	逸脱提案	1	第3条	4			逸脱提案を都提示条件に合致するよう訂正する場合、それに伴い費用増加が発生する可能性があります。その場合、提案を訂正することと同時に入札価格を再提示することは可能でしょうか。	落札者選定後の入札価格の変更は想定しておりませんので、このような入札価格の再提示をすることは不可能です。
53	逸脱提案	1	第3条	5			逸脱提案を含むことに起因して都に追加費用等が生じる場合というのは、具体的にはどのような場合を想定されているのでしょうか。	例えば、逸脱提案を含むことに起因して業務の開始が遅延し、これに伴い、工事費や委託費が別途発生した場合等が想定されます。
54	特別目的会社の終期	2	第4条	4			特別目的会社の最終の会計年度の終期を維持管理・運営期間の終了日とするとありますが、事業契約書（案）第140条では、本契約終了後2年間は内部組織を維持することとあります。事業契約（案）第140条に従い、最終の会計年度の終期は事業契約終了時から2年後ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を「事業契約の契約期間終了時から2年間経過後」に修正します。
55	落札者の構成員以外のSPCの株主	3	第6条	4			「落札者の構成員以外のSPCの株主」とありますが、どのような場合、斯様な株主が出現するのでしょうか。第10条3項にある、当初株主から議決権株式を譲り受ける協力企業、又はSPCから議決権株式の割り当てを受けた協力企業、ということでしょうか。	下記が含まれると考えます。 ① 特定協力企業及びマネジメントサポート企業以外の協力企業で、SPCから議決権株式の割当てを受けた者 ② 協力企業以外の者で、SPCから議決権株式の割当てを受けた者 ③ 落札者を構成するSPCの株式から平成18年3月31日付の基本協定書（案）第6条第1項又は第10条第3項に基づき株式の譲渡を受けた落札者以外の者 ④ 上記①～③からSPCの株式を譲り受けた落札者以外の者
56	都提示条件変更について	4	第7条	1	(2)		本項による都提示条件変更により、応募者提案等を訂正した場合、提案金額も訂正内容に合わせて訂正される理解でよろしいでしょうか。	落札者選定後に提案金額が訂正されることは想定しておりません。
57	履行保証保険の契約締結時期	4	第7条	4			事業契約の締結に先立ちとありますが、事業契約締結前に履行保証保険契約を締結することは難しいと考えます。事業契約締結後速やかに保険契約を締結して、保険証券を提出することとしていただけないでしょうか。	事業契約締結前に納付される契約保証金に代替するものですので、原案のとおりとします。なお、平成18年1月27日付の実施方針等に関する質問No.56に回答したとおり、都の事前承諾を得て、守秘義務を課した上で保険会社等に事業契約書のドラフトを開示することは可能です。また、保険証券の提出は、事業契約締結の日と同日でも構いません。
58	契約保証金（事業契約の締結）	4	第7条	4	(1)		事業契約書第3条（1）iには「工事費の[100分の10]以上に相当する額の履行保証保険を締結とありますが、当該箇所には「施設整備費の[100分の10]とあります。当該箇所も事業契約書第3条（1）iと同様「工事費の[100分の10]と修正いただけますようお願い致します。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を事業契約書（案）第3条（1）iと同様、「工事費の[100分の10]」に修正します。
59	事業契約の締結	4	第7条	4	(3)		「SPCが競争入札資格確認結果通知書において契約保証金の納付を要しないものとされている」とは、具体的にどのような条件を満たせば可能となるのでしょうか。	平成18年1月27日付の実施方針等に関する質問No.57に回答したとおり、契約保証金の免除についての詳細は、「競争入札参加者の資格に関する公示」（平成17年3月31日付 東京都公報特定調達公告版第1196号第1号）によります。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
60	CMの要件	5	第10条				S P Cに求められているPM、CM、S M、OM機能を含む統括マネジメント機能が発揮できるようS P Cの体制を整備とありますが、施設整備期間中に特定協力企業の設計事務所（出資なし）所属者がS P Cに意向し、CM機能を実行することは問題ないでしょうか。利害相反なしとして理解してよろしいでしょうか。	出向すること自体は問題ありませんが、S P Cが適切にCM機能を発揮するために必要な利害相反防止措置が取られていることが必要になります。平成17年12月19日付の業務要求水準書（案）第2 1（五）ウをご参照ください。
61	特定協力企業の要件	5	第10条				S P Cに求められているPM、CM、S M、OM機能を含む統括マネジメント機能が発揮できるようS P Cの体制を整備とありますが、設計業務（工事監理を除く。）と工事業務を兼ねることには利害相反等の問題はないという理解でよろしいでしょうか。	両業務を兼ねること自体は問題ありませんが、S P Cが適切にCM機能を発揮するために必要な利害相反防止措置が取られていることが必要になります。平成17年12月19日付の業務要求水準書（案）第2 1（五）ウをご参照ください。
62	CMの要件	5	第10条				S P Cに求められているPM、CM、S M、OM機能を含む統括マネジメント機能が発揮できるようS P Cの体制を整備とありますが、S P CのCM担当マネジメント・サポート企業が特定協力企業・建設（出資）と同一企業でも問題ないでしょうか。利害相反なしとして理解してよろしいでしょうか。ちなみに、多摩広域基幹病院のP F IではS P C中核企業と特定協力企業（建設）が同一企業でも利害相反なしと認められたと考えられます。	利害相反関係が生じない都认为る場合を除き、同一企業がマネジメントサポート企業と協力企業を兼ねることは認められません。平成17年12月19日付の業務要求水準書（案）第2 1（五）ウをご参照ください。
63	代表企業の義務等	5	第10条	1			「本件病院施設等の全面供用開始日の後1年間」とありますが、これは「事業契約締結から、本件病院施設等の全面供用開始日の前日」までの期間は、当該義務の適用対象外と理解してよろしいでしょうか。	事業契約締結後の期間も適用対象と理解しております。始期が明示されておりましたので、本規定を「事業契約締結日から本件病院施設等の全面供用開始日の後1年間」に修正します。
64	全業務の開始	5	第10条	1			S P Cによる維持管理・運営開始は平成21年（2009年）からですが、代表企業は病院施設の全面供用開始日〔平成23年（2011年）9月〕から1年間、営業キャッシュフローの赤字の責任を負うことになっています。このことから、S P Cが請け負う業務（数）が維持管理・運営期間開始から順次拡大していき、病院施設の全面供用開始時に全業務の請負開始となると理解してよろしいでしょうか？もし上述理解が正しい場合、維持管理・運営期間において、S P Cが請け負う業務範囲の拡大ステップにつき、考え方を示して下さい。	入札時には、平成21年4月に事業者が病院施設等維持管理業務及び病院運営業務並びに医薬品・診療材料等調達業務の全てを一斉に開始するという前提のもと、提案を行っていただきます。なお、平成17年12月19日付の業務要求水準書（案）第1 3（4）ア（イ）に記載したとおり、「病院施設等の全面供用開始前の維持管理業務及び運営業務の業務要求水準については、当該業務が既存施設で行われることから、全面供用開始前の維持管理業務及び運営業務の業務要求水準と同一とは限らない」ため、「入札時には工事期間中の維持管理業務及び運営業務の業務要求水準は工事完了後の全面供用開始以降の維持管理業務及び運営業務の要求水準と同一であると仮定して提案を受けること」とします。ただし、落札後に詳細な現地調査を行った結果、業務によっては、事業者による業務開始時期を平成21年4月以降に遅らせる方が良いと判断されるものもあると考えられます。したがって、落札後の落札者による詳細な現地調査完了後、都と落札者との間で協議を行い、各業務の開始時期を確定させるものとします。
65	落札者の辞退	6	第12条	1			有効期間満了期日の1つとして「落札者が辞退した日」との記載がありますが、そもそも落札者の「辞退」は可能なのでしょうか。また、その場合の各種費用負担等の条件については、どのようなものになるのでしょうか。想定したくない事態ではありますが、為念ご教示頂ければ幸いです。	都は、落札者が契約を辞退することを想定しておりません。平成18年3月31日付の基本協定書（案）第12条中の「又は落札者が辞退した日のいずれか早い日まで」を削除します。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
66	契約保証金等	1	第1章	第3条	1	(2)	維持管理・運営開始日以降の契約保証金について、「1年間の病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び医薬品・診療材料等調達業務に係るサービス対価の100分の10以上に相当する額の合計額とし納付する」とあります。ここでいう「医薬品・診療材料等調達業務に係るサービス対価」のなかに、医薬品・診療材料等の調達額は含まれないと考えてよろしいですか。	維持管理・運営開始日以降の契約保証金に含まれる「1年間の病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び医薬品・診療材料等調達業務に係るサービスの対価の100分の10以上に相当する額の合計額」には、医薬品・診療材料等の調達額を含みます。
67	契約保証金等	2	第1章	第3条	1	(2) (3)	維持管理・運営期間中の契約保証金の納付方法について、履行補償保険での対応が協議事項となっておりますが、小さくない金額であり、予め設計・工事期間同様にお認め頂けませんかでしょうか。	平成18年3月31日付の業務要求水準書(案)の記載を修正し、今後、その旨を修正します。
68	契約保証金等	2	第1章	第3条	1	(2)	維持管理・運営期間中の契約保証金の納付方法について、履行補償保険での対応が協議事項となっておりますが、本事業に多大な影響を与えると認められる場合以外は、履行保証保険による対応をお認め頂けるかの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 67参照)
69	入札説明書等の優先順位	2	第1章	第4条			入札説明書等の間に齟齬がある場合(事業契約書(案)と質疑回答の間など)の優先順位はどうなるのでしょうか。定義40からしても優先順位は不明です。	入札説明書等における相互の優劣については、総則規定はありません。必要に応じて適宜訂正・修正を行います。
70	統括マネジメント業務の業務担当者	2	第2章	第6条	2		業務担当者を変更については「甲の承認を得ることを要する」とありますが、乙の人事に甲が関与するのは間違っているため「甲へ報告する…」に変更してください。	業務担当者を一定期間固定することが事業安定に必要と考えるため、原案のとおりとします。
71	対象情報システム	3 4 50 75	第2章 第9章 別表	第9条 第12条 第129条 36			「対象情報システム」とは第9条の病院情報システム関連業務の対象となる情報システムをいっていますが、第12条で乙が保守管理及び運営を行う対象システムには都立病院情報システム(都が別途調達するシステム)も含まれるのでしょうか？また、第129条(2)の業務改善計画の作成前提となる対象情報システムにも都立病院情報システム(都が別途調達するシステム)が含まれるのでしょうか？	前段の、第12条において乙が保守管理及び運営を行う対象システムには、都立病院情報システム(都が別途調達するシステム)は含まれません。後段の、第129条(2)の業務改善計画の作成前提となる対象情報システムにも都立病院情報システム(都が別途調達するシステム)は含まれません。
72	部門システムの調達	3	第2章	第9条		(4)	都立病院情報システムと部門システムとの接続に関しまして、今後詳細の資料は公表される予定でありますでしょうか。	(質問No. 49参照)
73	対象情報システム	3	第2章	第10条	1		「対象情報システム」には、都立病院情報システムは含まれない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	都立病院情報システムのインフラ整備	4	第2章	第10条	4		業務要求水準書(案)総則によると都立病院情報システムの再構築に関する工事は都が実施するとあります。よって、乙が調達・設置するインフラストラクチャーは「対象情報システム」に限定されると理解しますが、如何でしょうか。	基本的な構造としては、基幹システムに関する整備・保守管理は都が、部門システムに関する整備・保守管理は事業者が、両者の連携・調整業務は事業者が行うこととなります。これらの詳細は、今後、お示しします。
75	インフラストラクチャー	4	第2章	第10条	4		乙が調達し、設置する「インフラストラクチャー」の範囲の明確化をお願いします。部門システムではない都立病院情報システム本体(電子カルテシステムなど)を運用するためのハード機器(例えばサーバ)も乙が調達するのでしょうか？	基本的な構造としては、基幹システムに関する整備・保守管理は都が、部門システムに関する整備・保守管理は事業者が、両者の連携・調整業務は事業者が行うこととなります。したがって、都立病院情報システム本体、すなわち基幹システムの一部を構成するハード機器については、都が調達・整備します。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
76	都立病院情報システム変更時の費用負担	4	第2章	第11条	2		「当該調整後の費用が調整前の費用と異なるときは、…一括で支払う」とありますが、都立病院情報システム側の変更により、部門システムとの接続や部門システムに変更が生じた際の調整費用は、全額都にご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	費用の調整に関する協議により決定されます。
77	情報システムの保守管理	4	第2章	第12条			対象情報システムの保守管理に関して、病院側の使用上の瑕疵により、通常の保守管理レベルを超えるメンテナンスが必要となった際の費用は、都にご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	使用上の瑕疵について、都に帰責事由があると認められる場合には、都の負担となります。
78	情報システムの保守管理	4	第2章	第13条			緊急に発生した病院側の都合により、システムの運用時間中にメンテナンスが必要となった際、事業者の判断により他の代替情報伝達手段を導入した場合の費用は都に負担していただけたと考えてよろしいでしょうか。	病院の都合について、都に帰責事由があると認められる場合には、都の負担となります。
79	システム開発に携わったシステムエンジニア	4	第2章	第14条	1		対象情報システムの開発に携わったシステムエンジニア（SE）は病院に常駐を求められていますが、パッケージソフトではなく新たに部門システムとして乙が開発したシステムのSEが対象であり、システム間の接続（インターフェース作業）等に関わったSEは対象外との理解でよろしいでしょうか？	常駐システムエンジニアは、開発に携わったシステムエンジニアであることが必要です。一方で、システム間の接続等についても事業者の業務と想定していますので、SM機能を果たすためには、それに関わったシステムエンジニアも必要です。ただし、開発に携わったシステムエンジニアがシステム間の接続等についても責任をもって業務に当たれるならば、開発に携わったシステムエンジニアとシステム間の接続等に関わったシステムエンジニアが同一でも可とします。
80	常駐するSE	4	第2章	第14条	1		「対象情報システムの“開発に携わったSE”を、全面供用開始後1年間院内に常駐させるべし」とありますが、多岐に亘る対象情報システムの“開発に携わったSE、特にベンダーのSE”全てを常駐させることは、事実上不可能と考えます。本条項の主目的と思われる、適切にSM機能を果たし迅速かつ効率的に障害対応を行うべく、都立情報システムと対象情報システムの接続を司ったSE数名を常駐させることで、本条項に対応したいと考えますが、如何でしょうか。	(質問No. 79参照)
81	システムエンジニアの常駐	4	第2章	第14条	1		指定期間の常駐に代えて、対象情報システムに携わったシステムエンジニア若しくは同等の技量を持ったシステムエンジニアを派遣できる体制を構築することで要件を満たすと考えますが、如何でしょうか。	病院での24時間の常駐体制を求めます。
82	システムエンジニアの常駐	4	第2章	第14条	1		全面供用開始後1年間経過するまでの間、病院に常駐させるシステムエンジニアの勤務時間は、事業者の判断により、365日24時間置かずには代替連絡手段によって対応することは可能でしょうか。	(質問No. 81参照)
83	診療報酬改定時の費用負担	5	第2章	第15条		(3)	診療報酬改定を含む本件業務に係る制度改正の対応費用については、実施方針に添付されている「別紙3 リスク分担保表」リスクNo. 7「法制度リスク」に則り、甲の負担と考えますが、如何でしょうか。	診療報酬改定に関する制度改正については、医療事業一般に適用され、本事業のみに関連するリスクではないことから、実施方針別紙3 リスク分担保表 リスクNo. 8に該当し、事業者の負担となります。したがって、原案のとおりとします。
84	損害の認定について	5	第2章	第17条			「甲に生じた損害…」とありますが、損害の認定についてガイドラインをご教示ください。	一般の民法法理によります。
85	ISO認証の取得	6	第2章	第20条			当該認証取得はSPCが当該業務を委託する企業が取得すればよいものと考えてよろしいでしょうか。	事業者が取得するものとします。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
86	第20条（ISO認証の取得）	6	第2章		第20条			乙は、維持管理・運営開始から〔3〕年以内に、とありますが維持管理・運営開始予定日の平成〔21〕年〔4〕月〔1〕日からであって全面供用開始から〔3〕年以内ではないとの認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
87	ISO認証の取得	6	第2章		第20条			乙にはISO9001とISO14001の認証取得が求められていますが、認証取得及び維持の審査登録機関の指名は乙の選択でよろしいでしょうか？ また、特にISO14001の認証に当たっては乙だけの取組みでは限界が予想されますが、乙のISO認証取得活動に同期を取って病院側もISO9001及びISO14001の認証取得をされるのでしょうか？	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、事業者単独での認証取得を求めるものです。
88	違約金の相殺	6	第2章		第21条	6		本項に記載されるサービス対価とは、維持管理・運営に係るサービス対価と理解してよろしいでしょうか。	特に維持管理・運営に係るサービスの対価には限定しません。
89	病院施設整備を行なう協力企業	7	第3章	第1節	第22条	2		病院施設等施設整備業務のうち工事業務を実施する者の資格として、実施方針（案）において都における平成17・18年度建設工事当競争入札参加資格有資格者で業種07の建築工事に格付けさせていることとされていますが、例えば、業種07の建築工事、08電気工事、09給排水衛生工事、10空調工事として登録・格付されている4企業を特定協力企業として資格確認を行い、応募することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
90	本件土地の権限	7	第3章	第2節	第23条			本件土地には、現在、工事の施工に支障となるような担保権などは存在しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	本件土地の無償使用の範囲	7	第3章	第2節	第24条	1		本件土地の無償使用範囲については、別紙〔1〕に記載されるとありますが、その範囲については、SPC側との協議を前提として決定されると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
92	土地の瑕疵担保	8	第3章	第2節	第27条			甲の負担となる本件土地の瑕疵には土壤汚染も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	地質調査	8	第3章	第3節	第29条			地質調査の結果が、都からの事前の情報による事業者の想定と大きく異なり設計変更を余儀なくされた場合、設計変更費用を都に負担していただくことは可能でしょうか。また、設計・工事期間の変更は可能でしょうか。	平成18年3月31日付の事業契約書（案）第50条及び第51条の規定によることとなります。
94	調査責任	9	第3章	第3節	第31条	2		現地調査につき甲の承諾が得られない範囲については、甲が提示した現況に関する図面を前提として設計を行うしかありません。この場合、前提とした図面の不備・誤謬等に起因する設計の不備は、甲が責任を負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	近隣対応	10	第3章	第4節	第34条	2		本件病院の周辺自治会及び関係各機関への説明会を開催とありますが、法令等に定められたもの以外については、必要に応じて説明会を開催するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	近隣対応	10	第3章	第4節	第34条	2		本件病院の周辺自治会及び関係各機関への説明会を開催とありますが、具体的にどの範囲までの自治会、関係各機関を想定されているかご提示下さい。	文京区とその周辺区市町村における自治会、国、都、市区町村管轄の全ての公的機関及び各種団体等を想定しています。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
97	近隣対応	10	第3章	第4節	第34条	3		甲が乙による説明会が必要であると判断した場合、説明会の費用については、甲、乙いずれの負担となるのでしょうか。	平成18年3月31日付の事業契約書（案）第32条に従い、事業者の負担となります。 なお、第34条第3項に事業者が費用負担を求める旨の記載をします。
98	近隣対応	11	第3章	第4節	第34条	4		甲が設定した条件に直接起因する住民の反対運動や訴訟への対応費用等は甲が負担すると考えてよろしいでしょうか。例えば、日影既存不適格部分が維持されることにつき、住民の反対運動や訴訟がおこったときの対応を想定しております。	病院の設置、都が行う調査及び病院の運営に関する住民反対運動・訴訟・苦情・要望等に関するものは都が負担し、それ以外のもの（事業者が行う調査、工事、維持管理、運営に関するもの）は事業者が負担することとなります。 なお、ご指摘の場合については、① 都の理由で日影既存不適格が維持された結果、住民の反対運動が生じた場合や、② 許認可を与える都の理由によりその取得が遅延した場合には、都が負担するものと考えます。
99	R I 管理区域などの解除申請	11	第3章	第5節	第35条 第36条			要求水準書（案）の細則－工事（4）においては、「R I 管理区域、感染症の管理区域に設置あるいは接続された機器・ダクト等は、必要な場合は汚染を除去」とありますが、管理区域の解除申請は、事業契約書には記載がないため、都が行うと判断してよろしいですか。また、申請に伴う汚染調査は、都が行うと判断してよろしいですか。	管理区域の解除申請の届出人は都になりますが、事業者には、平成17年12月19日付の業務要求水準書（案）第2 2（1）⑥（六）イに記載したとおり、届出等に必要な資料の提出その他について協力することを求めます。また、申請に伴う汚染調査及び汚染除去は、事業者が行うものとしします。なお、平成17年12月19日付の業務要求水準書（案）第2 2（1）③（六）チ（イ）gの記載は、「現状のR I 管理区域の解体時には、法令等に基づき、R I による汚染の除去及びR I によって汚染されたものの廃棄を行う。また、感染症の管理区域に設置あるいは接続された機器・ダクト等は、必要な場合は汚染を除去し搬出する計画とする。」に修正します。
100	建築審査会許可	12	第3章	第6節	第38条	1	(1)	既存不適格に関する建築審査会許可は乙が申請を行うとしても、その遅延による損害を乙のみが負うことは不合理と考えます。取得が遅延した場合、当該遅延により生じた損害の負担が甲、乙いずれとなるかご提示ください。	既存不適格に関する建築審査会許可の取得遅延により損害が生じた場合で、都の理由により取得が遅延したような場合を除き、事業者の負担となります。
101	設計変更費用	13	第3章	第6節	第40条	1		第1項の場合は、増加費用は甲負担という理解でよろしいでしょうか。工事費の調整に関する項目はありますが、設計を変更すること自体から生じる設計費用負担はどのようにお考えでしょうか。	設計費についても、工事費とともに調整対象となると考えます。 これに伴い、平成18年3月31日付の事業契約書（案）第40条の記載を修正し、今後、その旨を明示します。
102	設計条件の変更	13	第3章	第6節	第40条	3 4		甲の要求により設計条件を変更し、工事費を調整した結果、増減が発生した場合の支払いについてご説明願います。また、工期変更等に伴い工事費以外に発生する間接費用についても調整の範疇に含まれると思いますが、いかがでしょうか。	前段の支払方法については、工事費の調整に係る協議の中で決定されます。 後段は、間接費用のうち合理的な範囲については、工事費とともに調整対象となります。
103	設計変更費用	14	第3章	第6節	第43条	1		第1項の場合は、増加費用は甲負担という理解でよろしいでしょうか。工事費の調整に関する項目はありますが、設計を変更すること自体から生じる設計費用負担はどのようにお考えでしょうか。	設計費についても、工事費とともに調整対象となると考えます。 これに伴い、平成18年3月31日付の事業契約書（案）第43条の記載を修正し、今後、その旨を明示します。
104	実施設計完了後の設計変更	14	第3章	第6節	第43条	3		甲の要求により設計条件を変更し工事費を調整した結果、増減が発生した場合の支払いについてご説明願います。また、工期変更等に伴い工事費以外に発生する間接費用についても調整の範疇に含まれると思いますが、いかがでしょうか。	前段の支払方法については、工事費の調整に係る協議の中で決定されます。 後段は、間接費用のうち合理的な範囲については、工事費とともに調整対象となります。
105	工事業務（総則）	14	第3章	第7節	第45条	2		都の都合による施工条件の変更及び条件変更から発生する増加費用は都が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	平成18年3月31日付の事業契約書（案）第49条第4項に基づき、協議によることとなります。
106	施工内容の変更要望	16	第3章	第8節	第49条	4		施工内容の変更に伴い、乙に追加費用が発生した場合は甲の負担と考えてよろしいでしょうか。	同項に従い、協議対象になると考えます。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
107	条件の変更	16	第3章	第8節	第49条	4		都の要求による施工内容の変更の際して発生する増加費用は都が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	同項に従い、協議対象になると考えます。
108	設計変更に伴う工期変更	16	第3章	第8節	第51条	1		第40条で定める設計条件の変更に伴い工期の変更が必要となる場合も「甲の責めに帰すべき事由」との理解でよろしいでしょうか。	平成18年3月31日付の事業契約書（案）第40条による設計条件の変更が都の要求によるものであれば、第51条第1項においても都の責めに帰すべき事由に該当すると考えます。
109	工期の変更に伴う費用負担等	16	第3章	第8節	第51条			業務要求水準書（案）の別紙3 リスク分担表に、病院設置に対する住民対応リスクのうち、住民反対運動・訴訟・苦情・要望等に関するものは都の負担となっておりますが、住民反対運動等による工期の変更に伴う費用も、都の負担と考えてよろしいでしょうか。	病院の設置、都が行う調査及び病院の運営に関する住民反対運動・訴訟・苦情・要望等に関するものは都が負担し、それ以外のもの（事業者が行う調査、工事、維持管理、運営に関するもの）は事業者が負担することとなります。
110	市場調査	19	第3章	第11節	第59条 第64条	1 1		医療機器、備品等の選定にあたり乙が実施する「市場調査」について、調査範囲などの前提条件をお考えでしょうか？	市場調査は、事業者が良質な機器を最も効率的に購入するために実施するものです。したがって、その内容については応募者の提案に委ねますが、都としては、民間病院等における購入実績の把握等を想定しています。
111	医療機器選定時の市場調査について	19	第3章	第11節	第59条	1		市場調査とありますが、貴都はどのような調査を想定されておられますか。	（質問No. 110参照）
112	医療機器の変更	19	第3章	第11節	第60条	1		甲が医療機器の変更を求めることができるとありますが、乙が選定した機器が性能仕様書を満たしていても甲がメーカー等を指定することはあるのでしょうか。	平成18年3月31日付の事業契約書（案）第60条第1項の規定に従い、かかる指定に「合理的理由」があるかによります。
113	医療機器の変更に伴う費用負担	19	第3章	第11節	第61条	1		甲の請求により医療機器の変更を行う場合の当該変更による乙の追加的費用のなかには、変更による医療機器のメンテナンスも含まれることでよろしいでしょうか。	平成18年3月31日付の事業契約書（案）第61条第1項の規定に従い、かかる費用が「合理的な追加費用」に該当するかによります。
114	医療機器の変更に伴う費用負担	19	第3章	第11節	第61条	3		当該箇所前段の費用調整に関する協議を行い、医療機器の調達及び設置に係る費用が増加する場合も、医療機器調達費の変更を行うものと考えてよろしいでしょうか。	平成18年3月31日付の事業契約書（案）第61条第3項なお書きの規定によります。
115	医療機器の変更に伴う費用負担	19	第3章	第11節	第61条	3		医療機器の性能を変更したときの費用の調整は、変更前後の性能を基に費用を算定するのか、変更前後の定価もしくは調達価格を基に費用を算定するのか、いずれでしょうか。	その点も含め、協議によることになると考えます。
116	医療機器の検査	20	第3章	第11節	第62条	2		乙は、調達した医療機器について、必要に応じ本件病院施設等に据え付ける前に検査を受けとありますが、誰のどのような検査を想定されているのか、ご教示下さい。	据付前に何らかの受検が必要な場合について規定したものです。なお、当該箇所は、都による検査を意味するものではありません。
117	瑕疵担保責任	20	第3章	第11節	第63条 第68条			医療機器及び備品等について、「当該品使用開始から全面供用開始日の1年目の応当日」まで、乙が瑕疵担保責任を負うことを求められておりますが、これは最大で2年半を超える期間であり、通常の「1年間」を遥かに超える期間となっております。また、第69条（移転業務）と併せて考えますと、場合によっては法定耐用年数を超えた医療機器について、さらに2年半瑕疵担保責任を負うことになると考えざるを得ません。よって、関連条項につきましては、瑕疵担保対象をSPCが調達した物品に限定し、かつ、瑕疵担保期間が1年となるよう改訂下さいますようお願い申し上げます。	原案のとおりとします。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
118	備品等選定時の市場調査について	20	第3章	第11節	第64条	1	市場調査とありますが、貴都はどのような調査を想定されておられますか。	市場調査は、事業者が良質な機器を最も効率的に購入するために実施するものです。したがって、その内容については応募者の提案に委ねますが、都としては、民間病院等における購入実績の把握等を想定しています。
119	備品等の変更に伴う費用負担	21	第3章	第11節	第66条	3	当該箇所前段の費用調整に関する協議を行い備品等の調達及び設置に係る費用が増加する場合も備品等調達費の変更を行うものと考えてよろしいでしょうか。	平成18年3月31日付の事業契約書(案)第66条第3項なお書きの規定によります。
120	備品の検査	21	第3章	第11節	第67条	2	乙は、調達した備品等について、必要に応じ本件病院施設等に据え付ける前に検査を受けとありますが、誰のどのような検査を想定されているのか、ご教示下さい。	据付前に何らかの受検が必要な場合について規定したものです。なお、当該箇所は、都による検査を意味するものではありません。
121	移転業務	22	第3章	第12節	第69条		当該業務及びそれ以前の改修工程のご提案に際し、外来・入院患者さんの数の調整並びに手術数・内容の調整も必要となると考えますが、それらの点につき東京都/病院様の基本的な考えをお聞かせ下さい。	基本的には、外来・入院患者の数及び手術数・内容の調整を行うことは想定していません。
122	移転業務	22	第3章	第12節	第69条		移転する物品の種類・数量、廃棄物の種類・数量、その他移転のために必要な業務の詳細、および移転スケジュール・所要日数等は要求水準書にて開示されるのでしょうか。	移転する物品の種類・数量、廃棄物の種類・数量、その他移転のために必要な業務の詳細をお示しする予定はありません。移転スケジュール・所要日数等については、応募者の提案を基に、都と事業者との協議を経て決定されます。
123	運営業務等開始に係る準備	23	第3章	第12節	第70条	2	既存病院の設備・備品等のリストを公表いただきたくお願い致します。	移設する大型医療機器のリストは、入札公告時にお示しします。それ以外については、お示しする予定はありません。
124	移設品の取り扱い説明について	23	第3章	第12節	第70条	3	乙が甲及び甲の職員に対し、既存病院から移設した医療機器及び備品等の取扱説明もしなければならぬのでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	施設整備モニタリング	23	第3章	第13節	第71条	1	甲が別途定める様式の書面とは、落札後、甲乙協議の上作成されるモニタリング実施計画書の後に示されるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	施設整備体制	24	第3章	第13節	第71条	5	第2項の確認の結果とありますが、第3項と考えられますか、いかがでしょうか。ご確認下さい。	ご指摘のとおりです。平成18年3月31日付の事業契約書(案)を修正します。
127	施設等の所有権移転について	26	第3章	第14節	第82条		改修部分の所有権移転についての規定がありますが、既存棟、仮設棟それぞれの所有権について、工事着工段階、当該棟の改修工事終了段階、全面供用開始段階での所有権の考え方をご提示ください。	躯体に附合する部分については、当初より都に所有権が帰属しますが、それ以外の部分については事業者(又は工事請負者)に帰属し、第82条に従い、一括で都に移転することになります。
128	施設等の所有権移転について	26	第3章	第14節	第82条		所有権移転は、全ての棟の改修が完了した後の検査合格後に行うように読み取れますが、改修が完了した棟毎に検査し、合格したもから所有権移転させる方法としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
129	改修施設の出来形払いについて	26	第3章	第14節	第82条		設計・工事に対する支払は、出来形に応じた支払として頂きたいのですが、現状の考え方をお示しください。	後日公表します。
130	仮設棟の検査、所有権移転、設計・工事費の支払について	26	第3章	第14節	第82条		仮設棟については所有権移転は発生しないと理解しますが、仮設棟完成時の検査及び対価支払については如何にお考えでしょうか。	検査については、平成18年3月31日付の事業契約書(案)第76条以下の規定に従い、行います。対価の支払については、質問No. 129をご参照ください。
131	損害・増加費用の賠償	29	第4章	第1節	第91条		患者さん及び家族などの病院利用者により、乙に損害又は増加費用が発生した場合の費用負担者の考え方をご教示ください。	一般の民法法理によります。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
132	維持管理・運営期間中の損害・増加費用の賠償	29	第4章	第1節	第91条	6	「甲又は乙のいずれの責にも帰すべからざる事由」には不可抗力が含まれず、不可抗力により乙に生じた追加費用の処理については、第149条に従うものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、不可抗力については、平成18年3月31日付の事業契約書（案）別表定義47の「不可抗力」の定義により限定列挙としていますので、ご注意ください。
133	第三者に生じた損害	29	第4章	第1節	第92条	1	運營業務等により第三者に損害を及ぼした場合で、その責任が甲、乙いずれにあるのか明確な切り分けが困難な場合が想定されます。そのような場合、どのような方法によって帰責者を特定されるのかご提示ください。	協議によっても特定できない場合は、法的手続きによる場合もあります。
134	利便施設における行政財産使用料	31	第4章	第3節	第96条		利便施設の行政財産の使用に関して、事前に使用料の考え方をお示し下さい。また、例えば使用料が売上の10%と設定された場合、売店（コンビニ）の不採算を招き、協力企業の招聘が難しくなる場合が想定されますので、都との協議が可能な条件設定をお願い致します。	利便施設のための行政財産の使用料や使用許可条件等は、後日公表します。
135	利便施設に係る行政財産の使用料	31	第4章	第3節	第96条		利便施設のための行政財産の使用料や使用許可条件等についての情報公表は、5月下旬に予定される入札説明書等の公表時期との理解でよろしいでしょうか？	（質問No.134参照）
136	医薬品・診療材料等調達業務	31	第4章	第4節	第97条		薬品の調達について、乙の調達代行をおこなうことは理解しますが、資格要件を満たせば乙が自ら調達することも可能と理解してよろしいですか。	平成18年3月31日付の事業契約書（案）第97条第1項に基づき、事業者が調達することが原則となります。
137	医薬品の選定	31	第4章	第4節	第98条	2	医薬品の選定は各事業年度ごとに実施されると理解してよろしいでしょうか。また、甲が選定する医薬品の購入金額は提案金額の範囲内と理解してよろしいでしょうか。	前段については、医薬品は、事業年度ごとに購入計画を策定しますが、事業年度の途中で内容の変更を行う場合もあります。後段については、ご理解のとおりです。
138	選定後の医薬品の変更	31	第4章	第4節	第99条	3	乙が甲の承諾を得た場合に限り、医薬品の変更を行うことができるとありますが、甲の承諾のための甲側の手続きをご提示ください。	今後、検討します。
139	医薬品の変更に伴う費用負担	31	第4章	第4節	第100条	2	乙が甲の承諾を得て医薬品の変更を行う場合、いわゆるジェネリック薬品のように比較的安価で同等の性能が維持されると見込まれる場合には、甲からの対価の減額は無いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	医薬品の変更に伴う費用負担	31	第4章	第4節	第100条	3	医薬品の性能又は数量の変更を行う場合の増減費用については、提案の値引率を算定根拠とされるのでしょうか。変更内容によっては、提案の値引率の適用が困難な場合が想定されます。その場合の協議の前提をご提示ください。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、その点も含め、協議によることになると考えます。
141	選定後の診療材料等の変更	32	第4章	第4節	第104条	3	乙が甲の承諾を得た場合に限り、診療材料等の変更を行うことができるとありますが、甲の承諾のための甲側の手続きをご提示ください。	今後、検討します。
142	診療材料等の変更に伴う費用負担	33	第4章	第4節	第105条	3	診療材料等の性能又は数量の変更を行う場合の増減費用については、提案の値引率を算定根拠とされるのでしょうか。変更内容によっては、提案の値引率の適用が困難な場合が想定されます。その場合の協議の前提をご提示ください。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、その点も含め、協議によることになると考えます。
143	診療材料等の変更に伴う費用負担	33	第4章	第4節	第105条	3	診療材料の性能の変更を行う場合とありますが、同等の性能が維持されると見込まれる場合には、増減は無いと考えてよろしいでしょうか。	性能の変更がなければ、金額の増減は無いと理解しております。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
144	サービス対価の変更について	35	第5章	第1節	第112条		サービス対価の変更について、別紙詳細は現段階で公表頂いておりませんが、「事業契約締結後の各事業年度毎のサービス対価の修正」として、物価変動、診療報酬改訂、外の変動要素、「市場調査・ベンチマーキングによる見直し」並びに「想定外の変化に対する見直し」等について考え方を示してください。	入札公告時にお示しします。	
145	協力企業の変更	36	第6章		第118条	1	維持管理・運営期間開始後2年間は、甲の承認を得た場合を除き、協力企業を変更することはできないとありますが、これはどのような理由で規定されたのでしょうか。	当初の事業ストラクチャーの安定性を維持するためです。	
146	業務方法の変更	37	第6章		第119条	2	乙は、法令変更、不可抗力、病院の事業規模変更、技術革新又は協力企業の変更等により、業務方法（業務別仕様書、作業手順や作業マニュアルの変更を含む。）を変更する場合は、変更予定日の1か月前までに変更通知書を甲に送付又は交付することになっていますが、業務の質向上と効率化への柔軟な対応のため、乙の判断で業務プロセスの改善等を行う場合も1か月前までに通知書にて甲に報告し確認を受ける必要があるのでしょうか？ 特に業務の開始時期直後は作業手順や作業マニュアルの変更を伴う業務プロセスの変更は頻繁に発生すると思われませんが、「1か月前まで」という規定は柔軟な対応を阻害するものと考えられます。	原案のとおりとします。	
147	約束	45	第7章		第124条	2	(5)	維持管理・運営期間、又は全面供用開始後に、万一従事している協力企業が指名停止措置を受けた場合は、どのような対応を取る必要がありますでしょうか。	協力企業の変更等により対処することが考えられます。
148	契約期間	49	第9章	第1節	第127条			「本件病院施設等の明渡しに係る一切の手続き」が明確となっていないため、契約期間の終わりも明確となっていないと思われる一方、目次直後の頁では、「3契約期間：本契約の締結の日から平成38年3月31日まで」と記載があり、第127条と齟齬があるように読み取れます。「契約期間」について、127条で明確に定め、目次直後の頁での表現と整合をとって頂けないでしょうか？	第127条の規定を修正し、契約要項第4項に合わせます。
149	契約の早期終了	50	第9章	第2節	第128条		(2) (3)	工期の変更がなされた場合は除かれる旨の規定が必要ではないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、平成18年3月31日付の事業契約書（案）第128条は、事業者が帰責事由がある場合の規定であり、また請求終了事由ですので、柔軟な対処も可能です。
150	債務不履行事由等による契約の即時終了	51	第9章	第2節	第131条		(3)	「乙が、自己の負担する〔累積〕金〔5,000万〕円以上の債務の履行を〔90〕日以上にわたり遅延したとき」とありますが、当該内容は、「乙が、自己の負担する〔累積〕金〔5,000万〕円以上の『甲に対する』債務の履行を〔90〕日以上にわたり遅延したとき」という理解でよろしいでしょうか。	甲に対するものに限定されません。
151	人員及び組織の維持	54	第9章	第5節	第140条			契約終了後2年間はSPCの人員及び内部組織を維持するものとする、とありますが、必要に応じ義務を履行できる体制を敷くことを前提に、SPCとして事務所等を構える必要はなく、人員に関しても他業務との兼務も可能との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
152	第140条（契約終了後の人員及び組織の維持）	54	第9章	第5節	第140条			本章の規定によりとありますが、維持管理・運営期間満了後においても2年間解散することはできないとの認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
153	法令変更	54	第11章	第142条	2		…速やかに「第6章第2節ないし第5節…」とありますが、第6章第119条～第122条までの何れかに該当すると思われます。明示をお願いします。	ご指摘のとおりです。「第9章第2節ないし第5節」に修正します。
154	不可抗力	56	第12章	第148条	2		…速やかに「第6章第2節ないし第5節…」とありますが、第6章第119条～第122条までの何れかに該当すると思われます。明示をお願いします。	ご指摘のとおりです。「第9章第2節ないし第5節」に修正します。
155	第148条（不可抗力の場合における通知）	56	第12章	第148条	2		速やかに第6章第2節ないし第5節にいずれかに規定する手続きを行うものとする。とありますが、正しくは第9章第2節ないし第5節・・・ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。「第9章第2節ないし第5節」に修正します。
156	前3条	56	第11章	第147条	3		「前3条」の規定が適用される、とありますが、この「前3条」とは具体的にどの部分（第何条？）を指すのでしょうか。ご教示下さい。	平成18年3月31日付の事業契約書（案）第144条ないし第146条を指します。
157	不可抗力が重畳した場合	56	第12章	第149条			不可抗力が重畳した場合において、各不可抗力ごとに乙が1%の損害を負担するのでしょうか。通常は累積で1%と思いますが、いかがでしょうか。	追加費用を基準としておりますので、不可抗力が重畳的原因となった場合でも不可抗力ごとに加算されるわけではありません。
158	保険契約	58	第14章	第156条	2		「乙が当該保険契約に係る保険料を支払うものとし」とありますが、協力企業をして保険契約を締結させるときは、協力企業が当該保険契約に係る保険料を支払うことも可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	保険契約	58	第14章	第156条	2		「当該保険契約に係る保険料をサービスの対価に含めないとき」とありますが、どのような場合を想定されていらっしゃるのでしょうか。	都が考える保険の枠組みは、以下のとおりです。 ① 事業者は、協力企業をして、自らが実施する業務において損害が発生した場合に必要なかつ十分な金額の補填が受けられるよう賠償責任保険を付保させ、事業者を被保険者とするを要する。 ② 事業者は、①によっても本事業で発生する損害の全額を補填することができない事態も想定されることから、事業者は協力企業がそれぞれ付保する賠償責任保険で協力企業が負担する損害賠償額を担保しきれなかった場合に発動することを目的とする上乗せ保険を付保することを要する。 「当該保険契約に係る保険料をサービスの対価に含めないとき」とは、①の協力企業が賠償責任保険を付保している場合で、かつ、その付保対象が本事業に限定されていない場合を想定しております。
160	後日公表予定の別紙	67 68 69 70	別紙	[4] [5] [6] [7]			後日公表予定の事業契約書(案)別紙 [4] [5] [6] [7] については、5月下旬に予定される入札説明書等の公表時期までに公表される予定との理解でよろしいでしょうか？	いずれについても、入札公告時にお示しします。